

福山市立御幸小学校 P T A 規約

【第 1 章 総則】

第 1 条 本会は福山市立御幸小学校 P T A と称す。（以下「本会」と称す。）

第 2 条 本会の事務局を福山市立御幸小学校におく。

【第 2 章 目的】

第 3 条 本会は保護者と教職員が協力して、学校と家庭と地域社会における児童の健全な育成を図ることをもって目的とする。

【第 3 章 方針】

第 4 条 本会は教育を本旨とする民主団体であるとともに、社会教育団体である。

本会及び本会の役員委員は本会の名において営利的、政治的、宗教的な活動をしてはならない。

本会はいかなる団体、集団、個人からも支配統制干渉を受けない。

【第 4 章 活動】

第 5 条 本会は第 3 条の目的を達成するために次の活動をする。

1. よい保護者、よい教職員になるように人格識見の向上につとめる。
2. 児童の教育環境をよくし、かつ校外補導につとめる。
3. 児童の保健衛生養護につとめる。
4. 教育に関する公費の増額ならびに充実につとめる。
5. 会員の親睦を図る。
6. 目的を同じくする他の社会教育団体と連携協調する。

第 6 条 本会は学校、教育委員会と教育問題について討議し、またその教育活動を助けるために意見を具申し、参考資料を提供する。ただし、学校の管理や教職員の人事には干渉しない。

【第 5 章 会員】

第 7 条 本会は御幸小学校（以下本校と称す）に在学する児童の保護者と本校の教職員をもって組織する。

本会員は本会内においては任務を行う場合を除き、すべて平等の権利を有し義務を負う。

第 8 条 本会員は月額 250 円（児童一人当たり）の会費を納入するものとする。

【第6章 本部役員・委員】

第9条 本会は次の役員をおく。会長 1名，副会長 若干名，監事 若干名，書記 若干名，会計 若干名。ただし，書記及び会計は兼任できる。本部役員は全校児童数の2%以上の人数を置くものとする。最低10名以上置く。

第10条 会長は本会を代表し，会務を統括する。副会長は会長を補佐し会長が事故ある時はこの職務を代行する。監事は会計を監査する。書記は本会によって委任された記録をつかさどる。

会計は会費及び事業益金等の収納ならびに本会の承認した経費の支出をつかさどる。

第11条 本会は各支部におけるPTA活動を推進するために，各支部ごとに支部責任者正副各1名をおき，各地区に委員2名をおく。

第12条 本会に次の部を設け，次に掲げる任務を行う。各部に部長1名，副部長および委員若干名をおき，本校教職員は各部の委員とする。

1. 広報部 広報的な任務・PTAだよりの発行
2. 教養部 会員の教養を高めるための諸活動

第13条 学年および学級のPTA活動を推進するために，学年ごとに学年部長1名，副部長若干名をおき，また学級ごとに学級委員2名をおく。

第14条 第11条・第12条・第13条の各部長・責任者は，おのこの必要により，その部会を召集する

【第7章 本部役員・委員の選出】

第15条 本部役員・委員の選出は原則として次の方法において行う。

1. 第9条の本部役員は自薦他薦で選出し、新年度総会において決定する。ただし、本部役員が規程の人数を下回る場合は、4年生以下の学年より選出する。選出方法については本部役員会にて決定する。
2. 第11条の委員及び地区委員は地区ごとに選出する。正副支部責任者は支部ごとに委員を選出する。
3. 第12条の委員は、本部役員候補者・正副支部責任者を除いて各学級より3名選出し、正副部長は学級委員の互選とする。
4. 学級委員は、本部役員候補者・正副支部責任者及び第12条の委員を除いて各学級ごとに2名選出し、正副学年部長は学級委員の互選とする。

第16条 各委員の任期は一か年とする。（次年度総会までとする。）

ただし、学級より選出された本部役員の任期は二か年とする。再任を妨げない。補充の場合は前任者の残任期間とする。

【第8章 会議】

第17条 会議は総会、運営委員会、部会とする。総会は定期総会および臨時総会とし、定期総会は毎年度初めに開く。臨時総会は会長が必要と認めたとき、または全会員の三分の一の要請があった時開催する。

1. 規約の変更
2. 役員の決定
3. 事業報告
4. 予算及び決算
5. その他

第18条 第9条の役員、第11条の支部責任者、第12条の部長、第13条の学年部長及び教職員代表7名をもって運営委員会を構成する。

運営委員会の任務は次の通りである。

1. 総会提出の原案作成
2. 総会提出事項以外の原案作成
3. 各部活動計画原案作成
4. 各支部活動の計画・交流
5. 渉外・折衝
6. 特別委員会の構成
7. 会計予算の款項目の流用
8. 緊急事項の検討・処理

第19条 会議は出席者の過半数をもって議決する。（議決権は一世帯一名とする。）

ただし校長はすべての会議に出席し、意見を述べることができるが決議には参加しない。

【第9章 顧問】

第20条 本会に顧問をおくことができる。

【第10章 会計】

第21条 本会の経費は、会費、事業収入及び寄付金をもってこれにあてる。

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

【第11章 改正】

第22条 本規約の改正は運営委員会の決定により、総会にかけて承認を得て成立する。

【第12章 付則】

第23条 本規約については、別に細則を設けることができる。細則は運営委員会において決定する。本規約は2001年5月1日より施行する。

本規約は、2015年5月15日 第9条及び第15条1、第16条を改正する。

細 則

第1条 第13条の学年副部長は学級増設に従って増員できる。

第2条 第15条の学級委員は会費徴収にあたる。

第3条 表彰ならびに、慶弔規定を別に定める

P T A 慶弔規定

< P T A 慶弔ならびに表彰規程 >

< 慶弔の部 >

【第 1 章 教職員に関するもの】

第 1 条 この規程において「教職員」とは、本校 P T A 会員である本校職員をいう。

第 2 条 本人及び家族に対する慶弔は次の通りとする。

(1) 死亡の際は、本人 1 0 0 0 0 円の香料と花輪（相当品）,配偶者 8 0 0 0 円, 親及び子 5 0 0 0 円, 祖父母 3 0 0 0 円の香料を供える。また、一親等以内には弔電を贈る。

(2) 教職員本人の式（葬儀または通夜のことを指すこととする。）には、本部役員及び学年代表、該当学級の代表が列席する。

【第 2 章 児童に関するもの】

第 3 条 児童死亡の際は 1 0 0 0 0 円と花輪（相当品）を供え弔電を贈る。

【第 3 章 保護者及び役員に関するもの】

第 4 条 児童の父母又はこれに代わるものが死亡した時は、5 0 0 0 円の香料を供え弔電を贈る。

【第 4 章 その他】

第 5 条 諸事情等で、式に列席できない場合には、代理をたてることとする。

第 6 条 P T A 活動に顕著な功績のあった方に関する慶弔は、P T A 会長及び副会長で協議の上決定する。その場合、3 0 0 0 円の香料を供える。

<表彰の部>

第1条 次の各項に該当する者は運営委員会において審議し、推薦することとする。

(1)の項については、年度始めの総会に於いて、その他の項については適当な機会に感謝状を贈ることとする。

(1) 会長、副会長を勤めた者、及び長年本会の中枢として活動した者。

(2) 本校及びPTA発展の為貢献した者。

(3) その他、上記以外の者で表彰を必要とする事例が生じた場合は、運営委員会において審議の上これを遂行することとする。

昭和49年11月29日改正

昭和62年 7月 6日改正

平成 元年 2月 7日改正

平成 元年10月 3日改正

平成20年 4月17日改正

平成27年 5月15日改正

平成28年 5月13日改正

令和 6年 6月10日改正